平成２３年（フ）第１０８号
熊本市龍田弓削１丁目14番48号
債務者　青本　國男
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５０号
熊本県合志市御代志1626番地１
債務者　山内　芳美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２１号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目５番38―201号　神山ハイツⅠ
債務者　志垣　一利
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３０号
熊本市江津２丁目12番10―17号
債務者　北住ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６０号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地11
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
東京都多摩市和田1261番地24―307
債務者　前川フミ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７５３号
横浜市神奈川区大口仲町108番地　神谷荘101号
債務者　三島　敏弘
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９０号
神奈川県大和市林間２丁目１番１号　南林間リバゲイン913号
債務者　ライモンド　ジョセフィン　バルテス
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７８号
横浜市南区六ツ川２丁目158番地２　あいは荘２号室
債務者　和泉　淳一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７９号
横浜市南区六ツ川２丁目158番地２　あいは荘２号室
債務者　和泉　知子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
長崎県平戸市木ヶ津町1599番地５、旧住所長崎県平戸市紐差町1400番地３
債務者　藤田　繁子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
愛知県岡崎市井内町字久世74番地１　Ｃｌａｓｓｅｅｄ・Ｋ101、旧住所愛知県岡崎市竜美中１丁目５番地　三菱社宅Ⅰ―106
債務者　向井　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
岡山市北区田中610番地11
債務者　田中　暢夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６号
岡山市北区田中610番地11
債務者　田中　章生
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
岡山市中区高屋204番地１　レオパレスＣＡＴ’Ｓ101号室
債務者　宮平真衣子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０号
岡山市南区福富東２丁目３番27―10号　サンシャインノリタケⅢ202号
債務者　近野　義人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部